

## 2004 年第 212 號法律公告

## 《申請新身分證 (1943 至 1951 年或 1970 至 1973 年出生人士) 令》

(根據《人事登記條例》(第 177 章) 第 7B(1) 條作出)

## 1. 生效日期

本命令自 2005 年 2 月 3 日起實施。

## 2. 修訂附表 2

《人事登記 (申請新身分證) 令》(第 177 章, 附屬法例 E) 附表 2 現予修訂——

(a) 在——

“1952 或 1953 2005 年 1 月 24 日至 2005 年 3 月 12 日”

之前加入——

“1943、1944、1945 或 1946 2005 年 6 月 20 日至 2005 年 8 月 6 日

1947、1948 或 1949 2005 年 4 月 25 日至 2005 年 6 月 18 日

1950 或 1951 2005 年 3 月 14 日至 2005 年 4 月 23 日”；

(b) 在——

“1968 或 1969 2003 年 9 月 15 日至 2003 年 11 月 15 日”

之後加入——

“1970 或 1971 2005 年 8 月 8 日至 2005 年 9 月 24 日

1972 或 1973 2005 年 9 月 26 日至 2005 年 11 月 12 日”。

保安局局長  
李少光

2004 年 12 月 6 日

## 註 釋

本命令修訂《人事登記(申請新身分證)令》(第 177 章, 附屬法例 E) 附表 2。憑藉該等修訂及該命令第 3(3) 條的施行, 在指明年份出生的有效身分證持有人須於指明限期內申請內置晶片的新身分證。在無合理辯解的情況下不如此申請即違反《人事登記條例》(第 177 章) 第 7B(1) 條。